

地域支援事業の創設（平成18年4月 施行）

地域支援事業とは

- **要支援・要介護状態になる前からの介護予防**を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する。
- 責任主体：市町村
- 対象者：要支援・要介護に認定されていない高齢者

必須事業

介護予防事業

- 介護予防特定高齢者施策
- 介護予防一般高齢者施策

包括的支援事業

- 介護予防マネジメント
- 総合相談・支援事業
- 高齢者虐待防止・権利擁護
- 包括的・継続的マネジメント

任意事業

- 介護給付費等費用適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

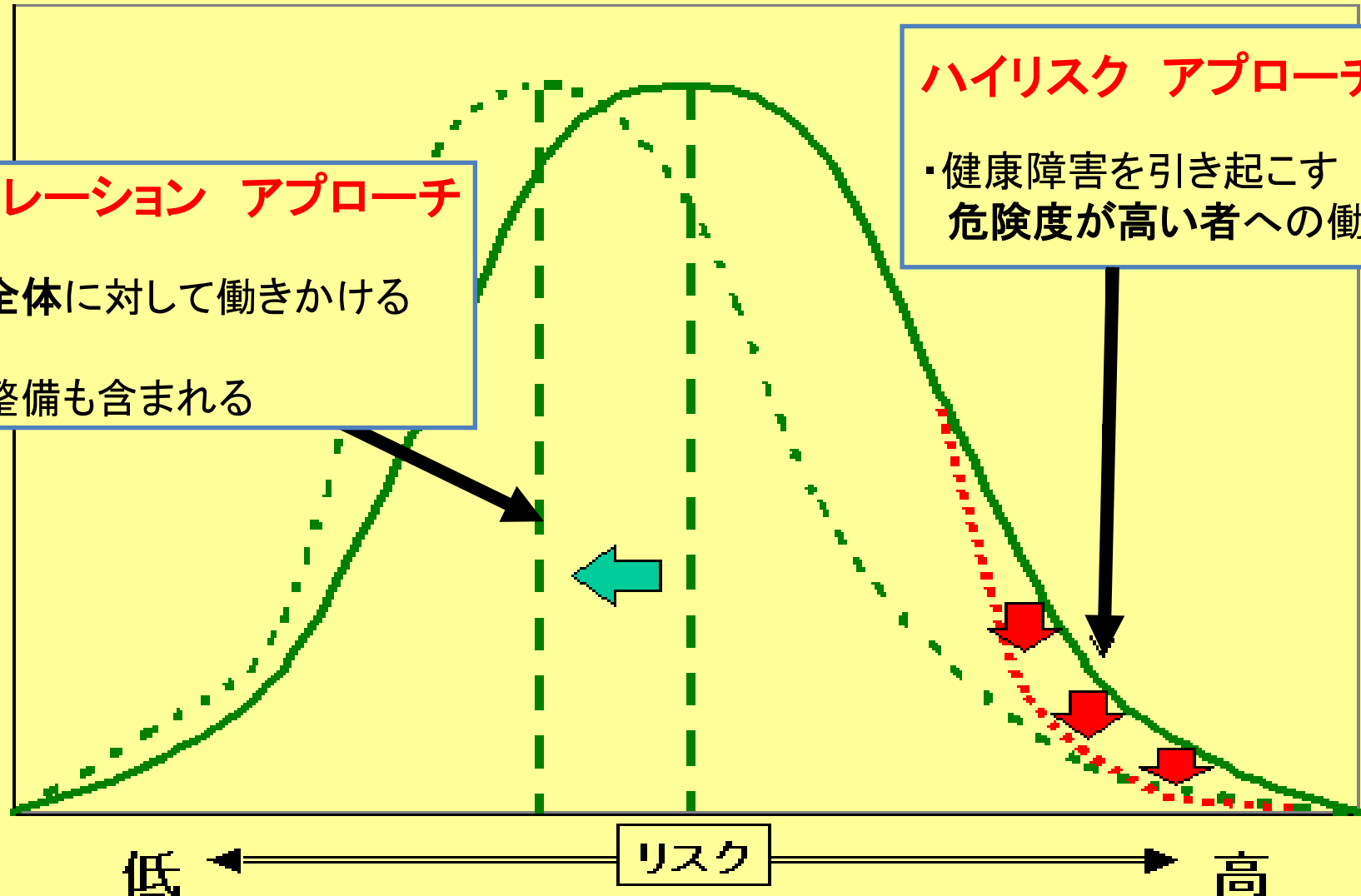
健康づくりの手法

ポピュレーション アプローチ

- ・集団全体に対して働きかける
- ・環境整備も含まれる

ハイリスク アプローチ

- ・健康障害を引き起こす危険度が高い者への働きかけ



例 : 高血圧、転倒

介護予防事業の流れ

高齢者全体

(第1号保険者のうち要支援・要介護者除く)

<生活機能評価>

- 基本チェックリスト
- 生活機能チェック
- 生活機能検査

特定高齢者

(特定高齢者の基準に合致する者)

(ハイリスクアプローチ)

<特定高齢者施策>

- 特定高齢者把握事業
- 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業
- 介護予防特定高齢者施策評価事業

一般高齢者

(特定高齢者の基準に合致しない者)

(ポピュレーションアプローチ)

<一般高齢者施策>

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護予防一般高齢者施策評価事業